

## 都市税財源の充実確保に関する重点提言

地方分権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、国は、特に次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

### 1. 地方交付税の総額確保と法定率の引上げ

(1) 長引いたコロナ禍や現下の原油価格・物価高騰等に伴い、住民生活や経済活動への甚大な影響が継続し、地方税財政を取り巻く環境は、引き続き、不透明な状況となっていることから、地方創生への積極的な取組をはじめ、喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化、医療・介護等の社会保障、デジタル化、脱炭素化の推進、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保すること。

(2) こども・子育て政策の強化に必要な財源は、こども・子育ての基本となるべき施策に地域間格差が生じないように、国の責任において、地方財源も含めて確実に確保すること。また、こども・子育て政策の強化には、地域の実情に応じてこれまで進められてきた自治体独自の取組と協調していくことが効果的であり、現場の自治体が計画的にサービス等を提供できるよう安定的な地方財源を確保すること。

(3) 地方公務員の給与については、国家公務員の給与等の取扱いを踏まえ、必要額を地方財政計画の歳出に確実に計上し、一般財源の確保を図ること。

(4) 地方自治法改正を踏まえた会計年度任用職員への勤勉手当の支給については、必要となる人件費を地方財政計画の歳出に適切に計上し、必要な一般財源を確保すること。

(5) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

(6) 基準財政需要額は、地方公共団体の標準的な水準における行政を行うた

めに必要となる経費を反映するものであることから、その算定に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、各都市自治体の実態をよりの確に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのような算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

## 2. 地方税の充実強化

- (1) 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

また、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、まずは、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

- (2) 固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

令和6年度評価替えに当たっては、土地の負担調整措置について、近年の地価の動向等を踏まえ、税負担の公平性等の観点から、商業地等に係る負担調整の据置措置等の見直しについて検討するなど、負担水準の均衡化を進めること。

なお、令和5年度税制改正において創設された生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置については、2年間の期限の到来をもって確実に終了すること。

- (3) 軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、CASE（コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化）に代表される自動車を取り巻く大きな環境変化を踏まえたうえで、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

- (4) ゴルフ場利用税については、税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市

町村に交付され、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。

- (5) 地方たばこ税は都市自治体にとって貴重な財源であり、その継続的かつ安定的確保や望まない受動喫煙の防止を図るためには、分煙施設の整備等が重要であることから、今後更に積極的に取り組むこととしているが、地方財政に影響を及ぼすことのないよう、一般財源である現行の地方たばこ税制度を堅持すること。

### 3. 原油価格・物価高騰対策等に係る地方財源の確保

- (1) コロナ禍で疲弊した地域経済の回復を図るとともに、現下の原油価格・物価高騰等に対応するため、都市自治体において、新たな対策やきめ細かな行政サービスを実施できるよう、今後の経済状況等を踏まえつつ、重点支援地方交付金をはじめとして、十分な地方財源を確保すること。
- (2) 特別交付税の算定に当たっては、現下の原油価格・物価高騰等の影響にかんがみ、個別都市自治体の財政需要や財政収入をきめ細かに聴取し、的確に反映すること。

### 4. 国庫補助金等の補助単価等の適正化

都市自治体の事業執行に支障が生じることのないよう補助率、補助単価等を現下の資材価格の高騰等の実態に即して改善し、必要額を確保するとともに、事務手続の簡素合理化、早期内示等に努めること。